The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中野貞一郎名誉教授に聞く : 大阪大学の思い出
Author(s)	中尾, 敏充; 菅, 真城; 阿部, 武司
Citation	大阪大学経済学. 2011, 60(4), p. 111-127
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51330
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【資料】

中野貞一郎[†]名誉教授に聞く

―大阪大学の思い出―

中 尾 敏 充[‡]・菅　　真 城[‡‡]・阿 部 武 司[‡‡]

2009 年 3 月 31 日
於　大阪大学大学院法学研究科長室（大阪府豊中市）

阪大赴任の経緯

中尾　本日はお忙しいところ，お越しいただきましてありがとうございます。

今日は，大阪大学の文書館設置準備室の事業の一環として，各学部の名誉教授の先生方に，主に創設期のことを含めて，それぞれの教育研究あるいは社会貢献等含めて，ご活躍された，そういうことをお聞きして，現在の新入生を含む学生へのメッセージというかたちで資料として残していただくということで企画させていただいたものであります。

今日は室長の阿部先生，それから室の講師である菅先生が，私たちのご質問等に立ち会っていただくことになっています。

それでは，一応ご自由にということで伺いしますけれども，先生の略歴を拝見させていただきますと，大正 14（1925）年 6 月 24 日，大阪市内にお生まれになりまして，東京帝国大学に入学され，昭和 23（1948）年 12 月 16 日に高等試験司法科試験に現役で合格されました。そして翌年，昭和 24 年 3 月 31 日に東京大学法学部法律学科をご卒業されて，その後，大阪大学の法経学部の助手になられています。

そのへんの事情も含めまして，先生が阪大に来られるような経緯というのでしょうか，きっかけというのでしょうか，お話ししていただければと。そのときの大阪大学の状況はどういうものであったのかというようなことも併せて，お話しいただければと思います。よろしくお願いします。

中野　ご紹介いただきましたとおりで，私が大阪大学法学部の前身であります大阪大学法経学部の助手として採用されましたのが，昭和 24 年 12 月でございます。これはどうしてかと申しますと，私が東京帝国大学の法学部に入学しましたのが昭和 19 年 10 月 1 日で，学徒出陣の第 2 陣といいますか，10 月 10 日には軍隊のほうに引っ張られて，陸軍予備士官学校に入りましたので，軍隊に行く前は全く大学に行っておりません。

それで，翌年 9 月に復員して 10 月の後期から法学の勉強を始めました。昭和 23 年に司法試験を受けて合格したので，昭和 24 年 4 月からは司法修習生になるはずでした。しかし，軍隊にいるあいだに肺結核にかかっていたらしく，それが大学の 2 回生のときに発見されまして，東大病院で療養中のまま司法試験を受けた。それでも合格しましたし，行かせてくれると思っておりましたら，最高裁判所から「健康上の理由により採用せず」という通知が来たものですから，大阪に帰って，阪大病院に通いな

---

† 大阪大学名誉教授
‡ 大阪大学大学院法学研究科教授
‡‡ 大阪大学文書館設置準備室講師
‡‡ 大阪大学大学院経済学研究科教授

がら，治療しながら過ごしておりました。

そして，これは私事になりますけれども，私の叔父が京都大学で農学部の教授をしておりまして，当時，京都大学の教授で，大阪大学の教授を兼任しておられました小野木（常）先生と中学の同級生であり，同じ京都大学の教授だということで親しくしておりました。叔父から，「おまえは病気だと言うけれども元気じゃないか。ときどき病院に行くぐらいで，ぶらぶらしているよりも，法律の本を読め。小野木のところへ行って借りてこい」と言われて，小野木先生のところへ伺いました。

ちょうど，大阪大学に法文学部が昭和23年9月にできております。その後，翌年の昭和24年5月に法文学部が文学部と法経学部に分かれることになり，小野木先生は昭和24年7月に初代の法経学部長になられました。小野木先生は私の話を聞いていて，「おまえ，助手にならんか」と，いきなり言われ，「ここは人が要るんだ。身体検査なしに採用するように私が阪大に掛け合うから」と言われました。私は行くところもない身の上でしたから，ありがたくお請けいたしました。大阪大学の身体検査もなしに助手に採用されまして，助手の辞令が出ましたのが12月になりますが，その7月から小野木先生の研究室からドイツの民事訴訟法の文献を借り出しまして，民事訴訟法の勉強を始めたということになります。

もともと学者になる気など毛頭なかったものですから，小野木先生の著書の改訂というような仕事をやっているうちに，やはり司法修習生になって裁判官あるいは弁護士になりたいと思いまして，病気が少しよくなりました昭和26年3月に，最高裁判所へ司法修習生の採用願を出しました。

東京の司法研修所で8ヶ月，裁判所（民事・刑事）・検察庁・弁護士会で計16ヶ月と修習いたしまして，昭和28年3月に2年間の修習が終わるのですが，その直前に小野木先生のほうから，「今度，阪大に法学部ができることになったから，帰って来ないか」という仰せをいただきました。論文を一つ書いたら助教授にするからということでまいりまして，昭和28年4月から法経学部の講師になりました。そして，昭和28年8月に大阪大学法学部が法経学部から独立しまして，その9月には私が「相殺の抗弁」（『阪大法学』9号）という論文を書きましたので，それで助教授ということになりました。この論文は，現在でもまだ，よく引用されます。

こんな就職の話を，いまの大学院の学生に言いますと，「先生，そんなことがあるんですか」と呆れられるんですが，その当時はそんな状況でした。つまり大阪大学の法文学部法学科の創設当時には，人が集まっていなかったんですね。これが，私が大阪大学に引き取っていただいた原因だと思います。

創設当時の阪大法学部

中野　大阪大学の法文学部ができましたのは昭和23年の9月ですが，昭和23年の初めごろから，阪大に法律関係の学科を含む学部をつくるということが問題になりまして，大阪大学の総長をしておられた今村荒男先生が，その人選を23年の初めごろから始められたようです。今村先生は医学部の全国に有名な内科の教授で，長いあいだ，阪大の総長を務められました。その当時は，まだ学長と言っていました。

そして，これは大阪大学の『二十五年誌』，あるいは『五十年史』にも出ておりますが，今村先生は法学部関係の人選を3人の先生に頼まれた。当時，東京大学の法学部長でありました我妻栄先生と，京都大学の法学部長をしておられた瀧川幸辰先生，それから瀧川先生と一緒に京大事件で辞職された宮本英雄という京都大学名誉教授。これは英米法の方でして，阪急電鉄株式会社の常務取締役をしておられたんですね。この3人に人選を，あるいは推薦を委嘱さ

れたのですが，結局，瀧川先生がほとんど１人で人選されたようです。

瀧川先生は非常に軽く考えておられたようで，京都大学法学部の教授会に「同じ科目で２講座あるところは，１講座を大阪大学に出せ」と言われたと聞いています。ところが，京大に戻られた瀧川先生と法学部の先生方の間にいろいろな確執が生じていて，そのころの法学部の先生方は瀧川先生に従わず，阪大に教官を送ろうとしなかったようです。

結局，昭和23年９月に旧制の法文学部法学科が発足したときの専任教員の陣容は，教授に関西学院大学教授石本雅男（民法），大阪家事審判所長（判事）大阪谷公雄（商法），京都大学教授小野木常（民事訴訟法），助教授に同志社大学助教授瀧川春雄（刑法）という４名の先生方でした。石本先生は，京大事件の当時，京大法学部の諸教授の先頭に立って闘われた末川博先生の愛弟子で，末川先生とともに京大を去られた方ですが，その後，着々と研究業績を挙げられており，やがて『無過失損害賠償責任原因論』4巻の不朽の大作を完成されてからも，99歳で亡くなられる直前まで論文を発表されたという立派な学者であることは，みなさんご承知のとおりです。これに対し，大阪谷先生は実務界の方です。小野木先生は，京大事件のあとの補充として検事から京都大学助教授へと移られた，当時学者の層が極めて薄かった民事手続法，とくに破産法・和議法の分野において奮迅の勢いで次々に優れた労作を発表され，すでに助教授の間にも数冊の著書を出版しておられました。瀧川春雄さんは，ご承知のとおり，幸辰先生のあとを継がれたご子息です。

その後，文学部と分かれて法経学部となりましたときに（昭和24年８月），講座も増え，スタッフも充実したわけですが，立命館大学から磯崎辰五郎教授（行政法），森義宣教授（政治学），大崎仁右衛門教授（国際法）が，また，戦前の九州大学で国際的にも活躍されていた武藤智雄教授（ローマ法）が着任され，新進気鋭の熊谷開作（日本法制史），覚道豊治（憲法），矢崎光圀（法理学），木村慎一（労働法）などの助教授陣も整っていきました。やはり，そこでも，人集めにたいへんな苦心があったようです。研究室や図書・文献の整備も，全く基礎から始めなければなりませんでした。同じころに新制の法学部の設立に進んだ他の大学，たとえば大阪市立大学や神戸大学などでは，戦前から法学部門の有名な先生方も残っておられ，研究に必要な文献等の設備も整っていて，それだけに人を集めることも容易だったようですね。条件としては同じだった北海道大学や名古屋大学では，法学部ができるときは東京大学との連携が大きな支えになったようです。

しかし，大阪大学法学部としては，草創期のこのような事情は決してわるいことばかりではなかったのですね。われわれは，古い大学にはない，新しい大学を作るのだという希望がある。スタッフも，ここで何年か自分の研究成果を積み上げてご栄転でもとの大学に帰ろうかというような人がいない。そして，自分たちの手で若い人たちを育て，自分たちの大学を創るんだという気持ちでやっている。同じころにできた他大学の法学部の様子と比べてはっきり違っていたのは，阪大に教授や助教授でやってこられた方々の他大学への転任がほとんどなかったことです。皆，阪大に腰を落ちつけて仕事をしている。そして，自分の育てた若い研究者を他の大学に送り出しています。中尾さんもご存じのように，阪大出身の研究者は非常に多い。嬉しいですね。いまは各地の大学へ迎えられて，教授として活躍している。これは，ほかの大学の先生からも言われるのですが，大阪大学はたくさんの立派な研究者を送り出しましたねと言われるんです。それはなぜかというと，東大の分家へ来た人たちは，また東京へ帰るわけです。ところが，大阪大学で育った人ですから，帰らない。大阪で育って，その人たちが全国の他大学

へ移って活躍しているということが，あちこちに見られるわけです。

ただ，申し訳ないことですが，私のところでは，民事訴訟法学者を志して大学院に来てくれる学生があまりいなかった。演習でも，私のところには司法試験を目指す学生ばかりが集まってきて，学者志望で来てくれる学生はほとんどいなかったです。

司法試験を目指す学生

中尾　ただ，先生は民事訴訟法の専攻ですので，そういう意味では法律実務というのでしょうか，それと密接にというか，そういうことをきちんと理解されている先生が，阪大の訴訟法の教員になったというのは，阪大にとって大きな意味を持っていたのではないかと思うのですが，ほかの大学でも基本的にはそうなんでしょうか。

中野　そうですね。私が入った当時は，むしろ民事訴訟法の教授がいる大学が珍しかったです。学者の数が少なくて，民事訴訟法学会の総会なども，大学の会議室のようなところでやっていましたし，会員も裁判官が多かったですね。法学部で講義をしているのも，民事訴訟法は裁判官が担当しているところも少なくなかったんです。

中尾　話が先に戻ってしまうのですが，東京帝国大学に入学されて，すぐ学徒動員で，また戻ってこられて司法試験を受けられたと。東京帝国大学の法学部に入学された方は，裁判官とか弁護士に，だいたいそういうコースに行くのでしょうか。

中野　いや，そんなことはありません。当時は高等試験というものに行政科と司法科とがありまして，高等試験司法科というのが，いまの司法試験ですね。その場合に，どちらを受けるかということで，東京大学の場合は法律学科と政治学科が分かれておりましたから，行政を受ける人は，だいたい政治学科のほうへ行っておりました。

そして，やはり会社志望の方もたくさんおりました。純粋に法律家になろうというのが，どの程度あったのかはわかりませんが，両方を受けて通る人もいて，両方を受けて通る人のような人は行政のほうへ行きましたね。行政は非常に出世も早い。各省に入って，1年か2年もすれば地方の課長になる。そして先では天下りという線ですから。むしろ法律関係は地味だったと思います。

中尾　先生が阪大の助教授になられまして，その当時は法学部の学生は60名。

中野　いや，入学定員は，その当時は80名です。この定員数は，ずいぶん長く変わらなかった。

中尾　80名ですか。その80名の法学部の学生で，司法試験を受けようとする学生はどれぐらい。

中野　最初から弁護士志望の人はおりましたし，司法試験に合格する人も早くから出ましたね。

中尾　先生は民事訴訟法ですので，おそらく先生のゼミなどにもたくさん入って。

中野　そうですね。私自身が教授になったのは昭和37年で，38年からゼミ（演習）を持ったのですが，最初の年に私のゼミに入りました学生は8人いて，そのうち6人が司法試験に通ったんです。私も若かったですから，毎週，レポートを書かせて，毎週，添削と言いますか，一人一人について批評を書いたりした。学生のほうは大変だったし，郵便局のほうも，ここはどうして土曜日になると，こんなに速達がくるんですかと言うぐらいに，みんな本当に一生懸命でした。週末にはレポートを出すということで，それは大変役に立ったと思いますね。

その後，私のゼミには司法試験志望の学生ばかりが集まるようになって困りました。しかし，ゼミが私にとってもいい勉強になりました。

ゼミは，教官によって2年続けてもつという

方も多いのですが，私はできるだけ多くの方に，民法などと民事訴訟法というふうにゼミは分けたほうがいいと思いまして，1年しか採らないという方針を採りました。それで私のゼミを1年やって，あとは民法とか刑法とかをやるという学生が，かなりおりましたね。

中尾　私たちの時代でも複数のゼミに所属されていて，青雲会の名簿なんかを見ますと，やはりいろいろな先生方のゼミの出身者の方が多く見られます。最初からそういう状況だったのでしょうか。

中野　そうですね。最初は演習の担当は教授だけでしたし，学者は小人数でしたので，ゼミで勉強するという人が多かったですね。

中尾　そうすると，いくつもゼミを。

中野　複数のゼミの履修は正式には認めていなかったと思います。ほかのゼミの学生で私のゼミも聴講させてほしいというのがありまして，断り切れない場合は参加してもらいましたが，やはり原則は，どこかを選ぶということでしたね。ゼミ生諸君とは，いまだに付き合いのある方がかなり沢山おります。

中尾　先生のゼミに所属すると，通って当然だという雰囲気だったのでしょうか。

中野　いや，通るような人が来てくれたものですから。

法学部の変化

中尾　また話が変わるのですが，いまのお話のなかで，先生は昭和28年に助教授になられて，37年には教授になられて，ゼミ等を持っておられます。単独で法学部という独立した学部になり，先生はそこから10年ぐらいで教授になられるわけですが，その10年間のあいだで，だいぶ変わったという状況はあるのでしょうか。法学部の学生の気質とか，世間の法学部に対する評価とか。

中野　一番はっきりしているのは，当初は旧制大学で出発しました。法文学部は旧制で始まって，法経学部も最初は旧制だったんですね。そして昭和24年から旧制と新制の両方になり，旧制の学部学生は昭和28年までおりました。昭和28年の卒業が旧制最後ですね。例えば阪大で言いますと，浜上（則雄）さんとか松島（諄吉）さんは旧制で，昭和29年以降，久貴（忠彦）教授などは新制なんです。しかし，旧制大学そのものは制度としては昭和28年までありましたから，旧制と新制の両方が並んでいたわけです。

旧制当時は，いわゆる旧制高等学校ですね。ですから第三高等学校，浪速高等学校，大阪高等学校，姫路高等学校とか，そういう旧制の高等学校出身者がかなりおりました。なかには，そうではない方もおりまして，例えば浜上さんなんかは青年師範学校ですね。花岡（信平）さんは外国語大学（大阪外事専門学校）。住友銀行の副頭取をされた方ですね。あの方は2期生ですが。

しかし，ほとんどが旧制高校でした。ですから，学生は旧制高校のタイプでしたね。表面的には，世間的な栄達などは考えない，あくまでも教養を基本にするという態度の人が多かったです。新制になって空気が変わりましたね。

中尾　当時の状況について，例えば私の指導教官の山中（永之佑）先生などからお話をお聞きする機会があるのですが，やはり教える側の教官のなかには，旧制と新制の学生を区別するというのでしょうか。俗な言い方では差別するというか，そういう教官もいたというようなことを，ちらっとお聞きしたりするのですが。

中野　それはあるかもしれませんね。われわれは技術的な法律ですから，そういうことはなかったと思います。

中尾　いまの先生のお話のなかでは，旧制の学生の場合は教養を重視して，出世とか，そういうことは必ずしも望まないというような。新制の学生の場合は，どちらかというと，出世など

を重視する方向に。

中野　どうでしょうかね。私どもが直接感じるのは，やはり課外で読んでいる本が違うということ。広く読んでいると言いますか。

中尾　旧制の学生が。

中野　ええ。そういうことはありますね。旧制のほうが，かっこうをつけていたのかもわかりませんけどね。

中尾　そのへんは現在と比較すると，全体が幅広く読書して教養を重視するという状況に。

中野　どうでしょうかね。私のほうとしては，やはり法律というのは人間生活そのものが対象ですから，できるだけ広い教養が基礎になっていないとおかしいという気はありますね。ですから，だんだん法律の技術ばかりが重視されるというふうになっていくのは，非常に心もとない。できるだけ広く教養の基盤を持ってきてほしいという気はあります。

ロースクールの教育

中尾　お話が先に飛んでしまうかもわかりませんが，いま先生がおっしゃったような法律家の基盤というのでしょうか，あるいは法律家に必要な素養というのは，幅広い教養を含めた人間性を基盤にして，基本をきちんと学んでほしいと。本来の司法制度改革審議会の議論は，そういうものが一方にはあったかと思うのですが，最近のロースクールの教育状況を見ますと，やはりそういうところが抜けてしまっているというか，抜けざるを得ないような状況ですね。

中野　そうですね。今日の新聞にも，法科大学院の評価で問題のあるところが発表されておりました。私どもは結局，5年ほど法科大学院の講義をさせていただいているわけですが，ここでは進路を決めるというよりも，入ってくる前から進路が決まっているんですね。ですから，司法試験を通るか否かしかない。通るためには，必要なことを全部やりたい，必要ないことはやりたくないというような感じなんでしょうね。

だから下手をすると，大学の法科大学院が，これまで改革のために非難されてきた司法試験の塾みたいになりかねないかたちです。それは改革の本来の目的ではないわけですね。

中尾　そうですね。

中野　試験志向で，テクニックを教えて，このようにすれば通りますよということで，それを専門的に教える。きちんと法的にどういうふうに考えたらいいかといったことは抜きにして，こういうときには，こういう答えにしておいたらいいんだよということばかりいくわけです。だから，個々の問題について考える力がない。

法科大学院をつくった改革としては，そんなふうな塾の教育がいけないから，きちんとした法学教育をして，それに合う司法試験をして司法修習にもっていくと。こういうプロセスにして，法曹になるために必要な教育を法科大学院でやるということですね。ですから，それが司法試験のための塾になってしまったのでは，いい法曹というものが得られない。優れたいい法曹というもの，法律家というものは得られないということで，非常によくないですね。

それと，もう一つの目的は，法曹人口を増加させるということ。これはやはり，いい法律家を増加させてもらわないと困るわけです。数さえ増えればいいというのであれば，いままでの司法試験で落ちていた者を救済するだけの意味になってしまいます。これは理念としては，そういう法曹の質を確保する，量を確保するということですが，それがどうも司法試験というものに集約されてしまって，試験に通る技術を習い，それでもって早く弁護士になるという方向へなだれこんでいるような感じがするんですね。それは，われわれとしては非常に心外であり，残念であるわけです。

大阪大学の学生諸君は，いい人が来ていると思うんですよ。比べるといけませんが，ほかの

大学に比べて，本当にいい学生が来ているなと思います。

中尾　ですから，阪大の法学部の学生のなかでも，やはり優秀な学生がロースクールに行くわけですね。阪大だけではない，京都大学とかいろいろなところで。そうしますと，これはいま全国的にも重要な課題になっているのですが，大学の教員・研究者を，どういうふうに養成するのかということが問題になっていまして。

中野　これは大問題ですね。

中尾　いま先生がおっしゃったように，ロースクール自身が受験塾のような性格を持ってくると，それは学者としての資質なり，あるいは勉強の，あるいは学者になるために，いろいろなものを読みながら自分でいろいろと考えて，自分でテーマを見つけて解決していくという姿勢が育たないことになっていくのではないかと思うんです。

ロースクールを経由して学者にという道を考えているにしても，それで本当にうまく学者が育っているのかというようなことがネックになっていると思うのですが。

そういうことで，先生自身は民事訴訟法のなかで，「中野学説」と言われるようなものをつくり上げてこられたと思うのですが，そういうものをつくっていくうえで，阪大という新制の大学のなかで条件的にもいろいろ厳しいなかで，研究書が少ないとか，いろいろなものがあるなかで，先生が民事法学のなかでも「中野あり」というような評価を受けるような，そういうものをつくり出していくうえで，どういうことに力を注がれたのか，あるいはどういう点を重視してこられたのか。

中野　大変難しいですね。やはり民事訴訟法だけではうまくいきません。民事訴訟法は，どうしても民法が基礎になりますので，民法をきちんとやってこないで民事訴訟法を勉強すると，それはまた形式的になってしまうんですね。充分な理解ができません。

基礎法学というものが僕は非常に重要だと思いますので，個人的には，基礎法学をやってから来てほしいと思うんですが，みんな早く弁護士になりたいという気持ちがあって，こういう場合は実務的にどういう対応をするんだということが，すぐ頭に来てしまう。そこにどういう問題があり，それをどう考えるか。立ち止まって考える力を持ってほしいと思いますね。

いまも基礎法学と理論法学と実務法学と言いますか，このへんの関係が，どうも怪しくなっているので，このあたりをもう少し，みんなに考えてほしいと思いますね。お答えにならないかもしれませんけれども。

中尾　いえいえ。いまの学生にとって，いまおっしゃったような点というのは，すぐにはわからないと思うのですが，おそらく実際に法曹になって，いろいろなものを読んでおけばよかったというようなことに気付くのではないかと思います。

中野　このあいだも阪大の先生の講義に対するアンケートで，学生から，ある問題について学者間で学説の対決があるときに，その論争を来週までにしっかりマスターしてこいとか，そういう要求を出さないでくれというような要望が出ていたとか。

中尾　学生のほうからですか。

中野　ええ。とにかく，これについて最高裁の判例はどうかがわかればいいので，学者はどんなことを言っているかを細かく論ずるのはやめてほしいというわけです。

これは，ある程度は仕方がないんですね。私たちも教科書を編纂していると，人によって，この問題については甲説，乙説，丙説があるとか，この問題については５つの見解があってどうこうとか，そんなことを詳しく書いてこられるんです。そんな調子でやったら，学生のほうは混乱するばかりです。

ただ基本的な考え方としては，説が分かれる場合にどれが正しいかということを勉強しても

らいたいと思いますね。なぜ説が変わるのか，そこにはどういう利益衡量がはたらいているかとか，そこのところを考えないで，最高裁がこう言っているのだからというのでは，僕は大変危険だと思うし，そんなことでは司法試験もいい成績は取れないと思うんですね。

中尾　ということは，やはり常日ごろから自分自身がきちんと考えたうえで，自分でわからない点がどこにあるかということが，もともとはっきりしていないわけですね。

法学部の充実

中野　大阪大学の法学部としては，スタッフも，優秀な若い人たちが次々に成長してくれまして，多くの立派な研究者を育てることができたというのは非常に幸せだったと思います。設備や資料にも非常に恵まれました。私が来たとき，大阪大学というのは，私の専攻分野の図書は本当に両手を伸ばせば届くぐらいの幅の本しか使えるものはなかったんです。それがどんどん増えて，阪大の『二十五年誌』や『五十年史』に出ておりますように，非常に研究図書が充実した。これは素晴らしいものがあります。

このためには文部省のほうも，研究図書の全くないところで始めたということをわかっておりますので，非常にバックアップしてくれましたね。

僕が助手時分は，小野木先生が京大と阪大と兼担でしたから，京大から本を借りていました。私が恵まれたというのは，小野木先生のおかげで京都大学の図書を利用できたことですね。私が停年になるころには「京都大学に本がありませんから」と言って京大の大学院生が阪大に貸してくれと言ってくる。よくそろったものだと思います。これは予算が自由に使えたということがあって，講座ごとに，かなりのお金を使いました。

中尾　そうですね。

中野　それと文部省のほうで特別にお金を出してくれた。大型コレクション，それから特別な文庫，佐々木（惣一）文庫，斉藤（常三郎）文庫，武藤智雄先生の文庫もありますが，こういうものを買ってくれた。斉藤先生の文庫などは民事訴訟法ばかりでしたからね。しかも，世界中の民事訴訟法，破産法の比較法的研究をしておられましたから，たくさん各国の文献を集めておられました。ドイツの学位論文なども，武藤先生や斉藤先生などはたくさんお持ちでしたし，古い文献で不自由することは，あまりなかったですね。

特に大型コレクションで，僕らはドイツ語の文献が主ですが，代表的な雑誌を全部買ってしまっていて，文部省のほうから大型コレクションを買えと言ってきても，われわれが買いたいものはないという，そこまでいきました。また国際関係法学比較法資料室というのをつくって，それには文部省のほうから予算を付けてもらい，法制資料調査室ということで運営費が出るようになりました。これで資料的には，法制史関係もそうだと思いますが，ずいぶん充実しましたよね。

中尾　先生が教授になられて後ぐらいに，そのように感じられたのですか。

中野　いや，その前からですね。どんどん買ってくれていました。私も資料室主任を何年かやりまして，そのときに記念論文集コーナーというのをつくりまして，あちこちの講座で同じ記念論文集を買うのは無駄だからというのでまとめました。そうすると，また資料室のほうで，内外の記念論文集を探してくれるんです。あれなんかも非常に結構な研究資料ですね。

それから，雑誌を買って買い切りではなくて，例えば1870年以降は揃っているけれども，その前のはないというような場合でも，それを，また後で補充したりしているでしょう。阪大の図書は，そういう意味では非常に立派なものがあると思います。

中尾　おそらく，中野先生が資料室主任をされていた，その時期に一つの方針ができていたのではないかと思うんですね。バックナンバーをきちんと確保して，完全な資料にするというような。私も何年か前に，資料室の委員長やりまして，まとまった予算ができると，抜けている番号の雑誌などを補充してできるだけ完全な教育研究資料を確保していくという。

中野　大型コレクションなんかでも，300万，500万というような本を，ばさっと買ってくれるんですからね。

中尾　ただ，新しい図書館ができてから，なかなか予算の確保が難しくなって，以前はたしかに何千万という予算がありましたが，最近は電子ジャーナルに予算の配分が必要となっています。

中野　そういう意味で，「阪大は文部省大学だ」なんて悪口をいわれたこともありますけど，とにかく大事にしてもらったと思っていますよ。

経済学部のほうも同じでしょうけど，経済学部のほうは，大阪の経済団体で，関経連なんかと良好な関係があって経済的にも援助があったようです。ところが，法学部のほうは，どうも経済界には大学としてコネクションをもたないほうがいいという態度を貫いてきました。ある時は財界からの大きな寄付の申し込みがあったりしたのですが，教授会ではそういうことで，企業と大学が，そんな縁を結ぶのはよくないと断った。そのとき惜しいなと思いましたね。

中尾　いまは，できるだけそういう手だての工夫をして，外部資金を持ってこないとだめだというふうになっています。

中野　社会経済研究所は，創立のときは法学部と経済学部の共同研究機関になるはずだったんですよね。

中尾　そうなんですか。

中野　そうなんです。それを経済学部が独占してしまったんです。

それから人間科学部もそうですよ。これは僕が学部長時代ですが，法文系で人間科学の部をつくるというので，法学関係でも3講座作る，最初はそんな話だったんですよ。

中尾　文学部単独ではなくて。

中野　ええ。ところが文部省では，そんな幅広いものは認めないというので文学部中心になったと。

文学部出身の教授と医学部出身の教授で構成したでしょう。私も責任があるわけですが，あっという間に，そういうふうになってしまって，僕が文句を言いに行ったら，「これは文部省のほうが，それはだめだということですので」というのでやられちゃったんです。

法学部の存在価値

中野　ただ，法学部の存在が必要になったことが何度かありまして，見直してくれたこともあるんですね。例えば，大学紛争のときがそうです。大学紛争のとき，大学改革ということを言われまして，改革するうえで，どういうふうにやれば法律的に認められるかということで，法学部というものの必要性を全学で認めてもらいましたね。改革のための永宮委員会（改革準備調査委員会，委員長は永宮健夫基礎工学部教授）なんていうのは，法学部からは高田敏教授が出て，年間で80回から100回ぐらい会議があったようです。そんなときでも法学部としての意見を述べて，ずっと頑張っていました。

それから，もう一つは不正入試のときですね。入学試験の問題を刑務所で印刷していまして，校正中の問題用紙を受刑者がボールに詰めてけり出しまして，表で受け取った仲間が高い金で売ったという事件です。あれで阪大に6人の不正受験者が入ってきまして，法学部1名，あとは医学部5名が2年生に在学していました。あのときに阪大は入学取消しをしたんです。大阪市大は退学を認めると。

中尾　入学は認めてしまったんですね。

中野　ええ，入学は認めてしまった。それで阪大は新聞でずいぶんたたかれたんです。なかなか決定しない。大阪市大は温情のある決断をしたのに，阪大は何をしているのかというので，新聞にずいぶんたたかれましたよ。

それで，阪大でも総長の側近，ワーキンググループといったのが，みんな退学説になったんです。ところが法学部が，頑として，これはおかしいというので，これも行政法関係の方々にバックアップしてもらったんですが，法学部教授会は入学取消しと決めた。ですから医学部は困ってしまって，私は医学部教授会に呼ばれて説明しました。そうしたら，大阪大学の医学部ともあろうものが，なぜ法学部の言うことを聞かなければいけないのだと，そういう乱暴なことを言っていたそうです。私どもが退室した後ですね。

それでも総長の釜洞醇太郎先生が，ただ１人，賛成してくれたんですよ。それで，あとから文部省が，理論的に入学取り消しが正しい，不正入学なのに自分で退学するというのを認めるのはおかしいと言って，阪大は正しいと言ってくれたんですね。それで総長がお礼を言ってくれまして，短期の外国出張を認めてくれたりしましたね。

その後，総長に何年か後で「あのとき，みんな反対しているのに，どうして総長は法学部案に賛成してくれたんですか」と聞くと，「いや，私は法学部長の説明は，行政行為の瑕疵だとか何とか，何のことやら全くわからなかったけど，とにかく，退学を認めるということは入学を認めるということになる。入学を認めないとしたら，退学を認めるわけにはいかないじゃないですか。それだけで法学部長の案に賛成しました」と言ってくれました。それでも周りが言っているのに，学長としてサポートしてくれたのはうれしかったですね。それで法学部というのは必要だと，理科系の人たちも，だんだんとわかってくれていると思います。

しかし折に触れて思うのは，大阪大学は理科系が中心の大学だということで，何度も思い知らされています。

中尾　いまの総長（鷲田清一）は一応，文学部出身ですが。

中野　素晴らしいですね，これが初めてです。これまで総長選挙で，これはと思ったのが松岡（博）さんのときでしたが，それまでは全然だめでした。経済でも，一番最初の高田保馬先生とか，安井琢磨先生とか立派な方がおられた。総長になっても少しもおかしくないような方がね。ところが，票が全然集まらないですから。

しかし，大学紛争の後にも，大阪大学に度々困難な法律問題が振りかかってくる。

宮山寮の追い出しのときもそうでしたね。宮山寮に正規の寮生でない学生たちが頑張っていて，出ない。これをどうやって追い出すかという評議会を何回もやりました。山村（雄一）総長のときです。

山村先生というのは非常に立派な方で，慎重に，宮山寮に入っている人が阪大の学生であるとしても，８年以上はとどまる資格がないんだから８年待とうということで，８年間を待たせて，そのうえで追い立てを食わせたんですね。先生から相談を受けまして，私は総長補佐として，熊谷（信昭）学生部長と山村総長のお手伝いをやりました。大阪大学は，代理人となった大阪法務局の訟務検事らの尽力を得て，まず占有移転禁止の仮処分をとり，さらに明渡断行の仮処分までとって占拠者を一掃し，最後は，明渡しにとどまらず建物被害の損害賠償まで命ずる確定判決まで得ました。その間に宮山寮は建て替えられて正常化した。文部省は，この経過を範とせよと紛争中の各大学に指示したそうです。

今では，大学も国立は特別行政法人ですから，やはり法律というものは必要なので，この点では，だんだんと法学部の存在が重要と認められてきていると思いますよ。

中尾　そうですね。ですから，いま法人化のときに法務室というのを立ち上げまして，基本的には阪大法曹界の弁護士の方が，事実上，いろいろと対応をしていただいているのですが，一応，法科大学院の高等司法研究科長と，法学研究科の行政法の高橋（明男）教授が入っていますけれども，2人出ています。

中野　最初，私が山村先生に言われて顧問弁護士として推薦したのは，法学部旧制2期の鎌倉（利行）さん。

中尾　鎌倉先生も，いま入っていますね。山中先生と年齢が近くですね。久貴先生と同じかもわかりません。

全然，話が変わるのですが，鎌倉先生はドクター，いわゆる博士後期課程の社会人で，そういう制度をつくったときに，誰も来ないというのはいけないというので，お願いをして来ていただいたんです。

中野　ああ，そうですか。

中尾　ええ。たしか大学院のときに刑法のゼミが瀧川先生で。

中野　瀧川春雄さんですね。

中尾　それで，こちらではその当時，刑法は佐久間（修）教授だったのですが，大津事件について研究されるということで，事実上，私のところに来られました。

中野　そうですか，憲法の中山（勲）さんも入っていましたね。

中尾　そうですね。たしか中山先生が学部長のときだったと思います。

ですから，大津検察庁に行かれて，そこの所長さん，検事正の方をご存じだったので，本来，見られないのかもわかりませんが，資料を見せてもらって，論文を作成されました。

卒業生の活躍

中野　鎌倉さんは，大阪大学法学部出身では初めての大阪弁護士会会長なんです。大阪弁護士会というのも非常に人数が多くなりまして，東京に次いで大きな弁護士会で立派なものです。弁護士のなかで阪大出身者は，かなり多数いるんですよ。

中尾　そうですね。かなりの数が。先生の教え子もかなり。高等司法研究科の特任教授，専任の出水（順）先生も。

中野　そうですね，私のゼミで。本当にうれしいです。最近は，裁判官でも所長になった人がぽつぽつ出るようになりました。まだ高裁長官は出ないんですけど，地方裁判所の所長さんまで行った人は数名いますね。

だから，阪大というのは法曹関係ではいい人がいますねと，みんな言ってくれますよ。それから，会社の関係でも非常に評価がよかったですね。僕らが助手をやっていたころは，学部長が車で毎日，就職のために会社へ頼みに行っていました。一社一社回って，今度，卒業生が出ますからのでというので，大きなところは全部回っていました。何日も何日もかけてね。

しかも，阪大出身の人は非常にいいと企業のほうから言うようになったんですよ。なぜかというと，京都大学は法学部の卒業に必要な科目として，選択と必修の区別がないです。だから政策史学と言っても，法律を全然取らないで政治学とか法制史とか，そういうのばかりやって，卒業ができる。阪大ではできない。民法とか刑法とか，商法とか，そういう基本的なものは必修になっていましたからね。

いまは，もうちょっと緩くなっているんですか。

中尾　そうですね。でも基本的には履修して単位を取っていくと思いますけれども。

中野　企業の中では，阪大出身者の評判は非常にいい。そういうものが結局，ずっと毎年，蓄積していったということがあったと思います。司法試験を受けなくても，企業としていいところへ行けた，いい会社へ行けましたよ。最初のころは，あちこちを受けても採ってくれないと

いうので走り回っている学生もいましたが，ある時期以後は本当に就職が楽になって，高望みさえしなければ，一流の企業に必ず入れるということになりましたね。これは非常にうれしいことでした。

このうえは法科大学院でも，もう少し頑張って，成績を挙げてほしい。

中尾　そうですね。少しずつは改善されていっていると思うんですが，旧司法試験のときの阪大のレベルに持っていくのは，もう少し，あと何年かかるかわかりませんけれども。

中野　旧司法試験当時，私が試験委員をしている当時，受験生に対する合格者の比率が，阪大は全国で3番でした。全国で3番ないし4番ですよ。だから，ものすごく合格率がいいんです。「どうしてですか」なんて，よく言われましたよ。

中尾　私が阪大に移って何年かして，たしか合格率はトップの時期がありました。1回だけだったと思いますが。

中野　そうですか。だから，いい学生が入って来ますよ。法科大学院も，ぜひ頑張ってほしいな。

講座の増設

中野　それと阪大法学部では，以前は講座制でしたから，講座の新設を認めてもらうのがなかなか難しくて，講座数が増えないという時期が長く続きました。私が学部長をしているときでも，まず講座をどうして増やすかということが一番の課題という感じで，当時の総長は非常に理解があったんで，そのときに3講座増やしてくれたのですが，それまでは大変でしたね。

ところが昭和50年ごろから，大阪大学で浜上則雄教授などが中心だったんでしょうか，国際関係法学の重点化という方針を立てましたね。これは文部省のほうから出たのか，文部省側が賛成してくれたのか，すいすいと2年に1つぐらい講座が増えるようなことが続きました。国際関係の法学が阪大法学部の特徴となった。国際取引法はどこでもありますが，国際行動論と国際経済法，国際税法まで講義しているというところは，あまりないと思います。

それは阪大自体の一つの特色にもなって，アジア太平洋関係，オーストラリアの大学とか，カナダの大学，そういうところと関係ができていますね。国際関係法学というものが一つの特色になっているわけですから，こういう点も伸ばしてもらいたいと思います。これは必ず必要になりますからね。

中尾　ただ，ＯＳＩＰＰと言いますけれども，国際公共政策研究科というのが平成6年に立ち上がったんです。そのときに行政学と国際法の講座を提供して，そこで国際法の川島慶雄先生とか，松岡博先生の後任の野村美明教授などが国際公共政策研究科に移ってしまって，法学部としては国際法関係の専任がいなくなってしまったんですよね。

中野　それでも，それは一つの発展でいいのではないですか。

中尾　そうですね。だから，そういう意味では，べつに教員がいないわけではなくて。

中野　そうですね。やはりこれが基礎になっていますから，よかったと思います。

中尾　30周年のときに大阪商工会議所と一緒に，セミナーを開催していますね。例えば，昭和56年に「企業構造の国際化に伴う法律問題」というセミナーをやっていて，その後，何年かずっと，そういうセミナーが行われているのですが。

中野　そうですね。私も1回出ました。最初のときですかね。

中尾　こういうものが基礎になって，国際関係の講座が増えていったというのもあるんですか。

中野　そのへんは私もよく知りませんが。

中尾　国際経済法ができているのは，このセミナーの開始と同じ時期で，国際行動論はその前

ですかね。ですから，あるいはそういう動きのなかでできてきたのかと思ったのですが。

中野　私たちは講座がとれなくて，ずいぶんと長いあいだ，惨めな思いをしてきたんですが，この国際関係法学で次々に講座が認めてもらえたということで，やはり大学としては一つの特色を出さなければいけなかったんだなと思いますね。私ども旧世代のスタッフは従来のタイプばかりにこだわって，そういうものは見えなかったのですが，若い方々でもって，こういう方向を推進されたというのは，実に立派なものだと思います。

ＯＳＩＰＰの広報をいつも頂いていますが，あれを見ると，ずいぶん発展しているのではないですか。政府からも，ときどき外交官なんかが教授として来ていますから，立派なものだと思います。やはり，そういう世の中に必要とされる方向で一つの学問領域を形成していくというのは，立派なことで，僕はよくやられたと感心している状況です。

僕らの時代は，学生との対応も大変でしたね。ことに大学紛争のときは，学内封鎖ずっと，私は学生生活委員会という学生相手の委員会をやって，それから評議員をやって，学部長をやってね（笑）。そういうことにばかりに対応してきた者からすると，羨ましい感じさえしますね。ですから，こういう点は，新しい方向でもって，伸びていってもらったらと思います。

中尾　いままで法学研究科の定員は，大学院重点化のときに，司法試験を受けるような学生に大学院へ入ってもらって，定員充足するということを以前はやっていたのですが，結局，法学研究科のほうでロースクールができたので，全部そちらへいってしまって，定員が十分に充足できないというような期間がありました。

それで，去年から知的財産法プログラムというのをつくりました。これは江口先生のお弟子さんの茶園（成樹）教授と，富士通から来られました実務家教員の青江（秀史）先生がいまして，そのお二人は，いまロースクールの教員なんですが，特許庁で行われる試験とリンクさせまして，阪大の法学研究科に知的財産法プログラムを開設しています。そこで30単位以上を履修できるようなカリキュラムになっているのですが，そのプログラムを修了すると，一応，短答式試験の一部は免除になるというものです。

中野　ああ，そうですか。素晴らしいですね。

中尾　ええ。これをもう少し広げて，大学などに知的財産はたくさんあるのですが，どうも理系は特許しか目がなくて，例えば阪大の商標なんかが登録されていない。旧7帝大のなかでも，登録されていないのは阪大だけで，ほかはきちんと登録しているわけですね。あるいは，適塾というのは阪大の源流だと言いながら，その名前も予備校に登録されてしまっている。どうも大学がオーケーを出したみたいなんです。

そのへんで，きちんとした財産の経営ができていないので，そういうことも含めて，大学自身が目指している世界的な教育研究拠点にしていこうということで，いま取り組んでいます。少なくとも，著作権とかいろいろなことも知財のなかにありますので，学生にもきちんと，そのへんの意識を持ってもらう必要があります。科研費の不正使用などもありますので，全学的に教育する必要があると考えています。

中野　それはいいですね。知的財産権関係は事件もずいぶん増えて，また新しい問題がいっぱい出てきておりますね。知的財産権関係をやれる弁護士さんも少ないものですから，私たちも少ししかやったことがないですが，やはり弁理士さんに訴え提起の前から手伝ってもらい，一緒に法廷へ来てもらわないとやれないんですよ。準備書面なども全部見てもらって。

そういう知的財産権関係は，これからどんどん増えるばかりですので，法学部がそういう方面に伸びていってもらうのは大変いいと思いますね。ことに弁理士などは，弁理士の試験も大

型化するというのですか，少し合格者なども増やそうという動きがあるのだそうですね。

中尾　いまは，たしか600人ぐらいかと思います。

中野　だから司法試験なんかを目指すより，あちらのほうを目指したほうが本当はいいんだといわれたりする。

中尾　東大，京大，阪大が上位3位で，今年，阪大は2位だったようですが，だいたい50人。今年は東大が60人ぐらいで，ちょっと差ができましたけれども。

中野　ああ，そうですか。

中尾　いつも5人ぐらいの違いだけで，だいたい9割以上が理系出身者です。法研の知財プログラムにも理系の学生が入ってきています。おそらく，そういう理系の知識がないと弁理士はなかなか難しいと思います。

中野　そうですね。でも，理系で司法試験に通って弁護士として活躍している人たちもいますからね。

中尾　そうですね。

中野　両方できるということは非常に役に立つことで，知的財産権というのは，これから重要な法領域の一つになっていくと思います。僕らも時間ができれば，知的財産権訴訟をもう少し勉強したいと思っています。

知的財産権関係の訴訟も急増していまして，これについては審理のやり方も，やはり知的財産権ですから，普通とは変わったやり方をしております。そういう点からも，私どもにとっては面白いテーマなんですよ。

中尾　いま東京と大阪だけですか，知的財産の法廷は。

中野　あれは裁判所の管轄を統合したんですね。知的財産権と言っても2つのグループがあるわけです。特許権・実用新案権なんかと，商標権・著作権なんかと。特許権などのほうは管轄を東京と大阪に集中しまして，高裁も東京高裁の中に知的財産高裁というのをつくりましたから，それで全国的に統一することができるようになって，地方の弁護士さんには不満もあるようですが，裁判官や調査官を専門化しますから非常に評判はいいんですね。

中尾　ですから今度，文科省へいって，大学として知財センターの設置を概算要求の一つとして取り上げるということでいって，どういうふうになっていくかは，まだはっきりしませんが，うまくいくと，22年か，大学全体のなかでもセンターというかたちで。

中野　ああ，そうですか。非常に頼もしいですね。

評議員としての活動

阿部　一つだけ伺ってよろしいでしょうか。

中野　はい。

阿部　ご経歴を拝見しますと，先生は評議員を2度，10年ほどおいてやっておられますけれども，何か特別な理由がおありだったのでしょうか。

中野　最初のときは大学紛争で。

阿部　ええ，これは紛争で，その後は法学部長になられるわけですね。

中野　ええ。最初のときは，年長の方々がみんな逃げてしまうというか，それで順番が回ってきてしまったんですが，後のほうは特に理由というのはどうでしたかな。

阿部　選挙で選ばれたのですね。

中野　ええ，教授会の選挙で。ただ，あれは宮山寮の追い出しの関係がありまして，総長のお手伝いをしていたという関係があるんですね。あれは何年でしたか。

阿部　昭和54年で，総長は山村雄一先生でしたね。

中野　そうです。とにかく，その宮山寮のときも，理科系評議員の方々にだいぶ苛められましたね（笑）。「悪いやつが住み込んでいるのに，なぜ出せないんですか」，「なんで訴訟がいる

んですか」とか言われて（笑）。警察に頼んで，あの連中を放り出して，なぜいけないのかという，それを説明しろとか，思ってもみないような質問が出てくるものですから困りました。

でも，おしまいには，「とにかく起こってしまったことは弁護しますから，やりたいようにやってください」と言って（笑）。宮山寮のときには，向こうも向こうですから。そうしたら，みんな笑っていましたけどね。

学生気質の変化

菅　最初のうちに旧制と新制が併存していた時代は，旧制と新制で学生の気質が違ったというお話をお伺いしたのですが，その後，先生の長い教員生活のなかで，学生気質の変化とかというのを感じられたことはございましたか。

中野　そうですね。やはり，いつごろからかはわかりませんが，一人一人が自分を主張するようになってきましたね。例えば昔だと，ゼミでコンパをやりますね。何を飲むかというのでも，みんなで決めて，全部同じでしたが，いつごろからか，私は缶チューハイとか，私は焼酎とかウイスキーとか，非常に個性豊かになりましたね。

そういう大勢に順応するということではなくて，自分自身の意思で決めるというふうに変わったのではないでしょうか。誰のゼミだからゼミとして何をやるというふうなやり方から，誰のゼミにいようと自分は自分だ，自分はこうするのだという人が増えたのではないでしょうか。それが時代かもしれないと思いますね。

菅　入試が，阪大独自の入試から共通一次が入った時点で何か変化みたいなものはあったんでしょうか。

中野　それは感じます。共通一次試験が始まってから入った学生諸君は，わりと温和と言いますか，飛び出たことはしないですね。

なによりも学生のストがなくなりました。ストがなくなったというのは，やはり共通一次が境ですよ。共通一次試験より前は，ストがよくありましたから。共通一次試験の学生が入ってきて，それが全部になってくると，ストなんかないんです。つまり１人がストを提言して，多数だということで，みんなが講義をボイコットするというようなことは，もうできなくなったんですね。

中尾　学生自身がマイクを使って，休みにやるということすらなくなりましたね。

中野　なるほどね。

阿部　立て看板もなくなりましたしね。

中野　ああ，そうですか。

中尾　むしろアカペラとか，そういう歌声のほうがうるさいと思います。ギターを持って。そういう学生が阪大のなかでも比較的出てきているようですね。

中野　やはり「歌は世につれ」と言いますけど，学生も世の中が変わっていくと変わるのではないでしょうかね。今では，主義主張とか人格形成とかというものにはあまり関係ないのではないですかね（笑）。

阪大生へのメッセージ

中尾　先生ご自身が，特に阪大の法学部の学生とか大学院生にメッセージというのでしょうか，あるいは教員に対してでもけっこうなのですが，伺えればと思います。いまの阪大の法学部の学生，あるいは大学院生，場合によっては教員に対して，先生ご自身からメッセージをいただくとすれば。この点はきちんとすべきだとか，この点が大切だとか。いくつかお話のなかではおっしゃっていますけれども。

中野　大阪大学法学部というのは，60年前にできたのですが，まったく何もないところから始めた。古くからの伝統もない，認められた権威があるわけでもない，与えられた研究資料や十分な施設もないところでの全く新しい出発で

した。しかし，土地柄といいますか，その後の発展をみると，やはり，昔から大阪の学問の特徴といわれてきた「実学的傾向」がここにも強いように思われます。

大阪で生まれ育った私自身の仕事をふりかえってみても，そうですね。民事訴訟法の純粋に理論的な研究よりも裁判所の訴訟実務に直接役立つような研究をしたいという気持ちが強くて，その方向に突き進んできたと思います。専門に籠もった学者が取り上げなかった，民法と民事訴訟法の間にある問題とか，最高裁判所の判例でなく下級裁判所の裁判例とかを取り上げていったので，実務家の方々から役に立つと喜ばれ，それがまた自分の励みになって仕事を続けてきました。

私の在任中のいつのことだったか，大阪大学の『学報』が出るようになって間もないころかもしれないのですが，『学報』の表紙で，理科系のある研究所の古い建物の正面玄関に掲げてある大きな扁額の写真を見ました。その扁額には「勿嘗糟粕（糟粕を嘗める勿れ）」という４文字があり，それを見て大きなショックを受けました。私のやってきた民事訴訟法というのは，明治の近代法典を作るときにドイツ法を翻訳的に受け継いだもので，日本には学者も文献も少なかったものですから，ひたすらドイツ法の学説の消化・吸収に努めてきたようなわけなので，この言葉には，打たれました。

その扁額を誰が書いたのかを知りたくて，理学部の名誉教授で科学史の大家であり適塾や阪大の歴史に詳しい芝哲夫さんに尋ねましたら，一発ですぐに，「ああ，あれは長岡半太郎の筆です。長岡先生の号である『楽水』の名前も入ってますよ」と答えてくれました。長岡半太郎先生は，東大の教授から大阪帝国大学創立（昭和６年）のさいの初代総長となられた偉大な物理学者で，第１回の文化勲章を受けられ，日本学士院長もされた方で，日本人として初めて湯川秀樹博士のノーベル賞が実現したのも，長岡先生の推薦だということですね。そして，その扁額の所在は，いまでは分からなくなっているけど，コピーの扁額が阪大の３ケ所にあることも芝さんが教えてくれました。その一つが，吹田の生命科学図書館１階の壁にさりげなく懸かっています。それを，どうか，阪大職員の皆様にも学生諸君にも見てもらいたいですね。

長岡先生は，中国の古典などもよく読み込んでおられたそうで，「糟粕を嘗める」という言葉も，実は，中国の『荘子』から出ているのですね。たんに，すでに他の人がやったことを真似するな，というようなことではなくて，たとえ聖人が書いたような立派な本であっても，それは「古人の糟粕」であって，読んでいるだけでは何にもならない。本に書いてあることを実際に修行して身につけていかなければ，何もできないのだ，というのが『荘子』のなかの「古人の糟粕」で，車の輪を作っている職人が本ばかり読んでいる殿様をたしなめるというお話です。学説と実務という問題を捉えているわけで，特に法科大学院の学生諸君には勧めたいですね。

大阪大学には，おかげさまで，私は40年もの長い間，皆様のお世話になり，幸せに過ごさせていただきました。仕事も自由にさせていただき，その間，数多くの本当に優れた先輩，同僚，学生諸君に大阪大学で巡り合うことができ，大変幸せに思っています。学生諸君にも，この大阪大学というものがどんなに素晴らしいところかを，やはり知ってほしいと思いますね。

中尾　本当に長時間にわたって，いろいろとありがとうございました。

中野　いえいえ。全く準備もしないで出て参りまして，とりとめのない雑談ばかりで申し訳ありません。

中野貞一郎名誉教授略歴

1924 年　6 月　大阪市に生まれる
1948 年 12 月　高等試験司法科試験合格
1949 年　3 月　東京大学法学部法律学科卒業
1949 年 11 月　大阪大学法経学部助手
1951 年　3 月　依願退官
1951 年　4 月　司法修習生（1953 年 4 月まで）
1953 年　4 月　大阪大学法経学部講師
1953 年　8 月　大阪大学法学部講師
1953 年 12 月　大阪大学法学部助教授
1962 年 12 月　大阪大学法学部教授
1969 年　4 月　大阪大学評議員（1971 年 4 月まで）
1969 年 12 月　大阪大学法学部長（1971 年 4 月まで）
1979 年　8 月　大阪大学評議員（1981 年 7 月まで）
1989 年　3 月　大阪大学停年退職
1989 年　4 月　大阪大学名誉教授
1998 年 12 月　日本学士院会員

Memoir of Osaka University talked by Professor Emeritus Teiichiro Nakano

Toshimitsu Nakao, Masaki Kan and Takeshi Abe

This is a record of the talk of Professor Emeritus Teiichiro Nakano related to the history of the Faculty of Law at Osaka University. Professor Nakano, who was born in 1924, majored in law at Tokyo Imperial University and graduated from it, became Assistant Professor at the newly established Faculty of Law and Economics at Osaka University in 1949. Although he once quit it in order to be trained as a lawyer in 1951, he again get the job of Lecturer at the faculty in April in 1953. After the faculty was divided into Faculty of Law and that of Economics in August of the same year, Professor Nakano was promoted to Associate Professor, Professor, Senator and Dean at the Faculty of Law. He fostered many students, conducted his research about the law of civil procedure, and made a great effort to advise the Osaka University as the specialist of law. He became Professor Emeritus in 1989 and a member of the Japan Academy in 1998, and even at the time of this interview taught young graduate students of Law School at Osaka University.